

但馬海区漁場計画

令和5年2月

兵庫県但馬県民局豊岡農林水産振興事務所
但馬水産事務所

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項等

公示番号	漁業種類	免許の内容となるべき事項					関係地区			類似又は新規漁業の別
		漁業の名称	漁業の時期	漁業の位置	漁場の区域	条件	市郡	区町	字	
共第201号	第1種共同漁業	はばのり漁業	9月1日から 5月31日まで	豊岡市地先	次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線並びにDとEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における京都府・兵庫県界 (北緯35度39.47分、東経134度52.05分) B 京都府兵庫県界地先の平岩中央 (北緯35度39.51分、東経134度52.07分) C 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝(通称ヒイゴの滝) (北緯35度39.61分、東経134度48.97分) D 豊岡市気比港大橋右岸下流基柱 (北緯35度38.53分、東経134度49.49分) E 豊岡市小島港大橋左岸下流基柱 (北緯35度38.45分、東経134度49.69分) ア Bから353度40分250メートルの点 (北緯35度39.64分、東経134度52.05分) イ Cから353度40分300メートルの点 (北緯35度39.77分、東経134度48.95分)	付記のとおり	豊岡市		田結	類似漁業権
		のり漁業	同上						気比	
		そぞ漁業	同上						小島	
		わかめ漁業	3月1日から 7月31日まで						瀬戸	
		もずく漁業	4月1日から 8月31日まで						津居山	
		うみぞうめん漁業	同上							
		てんぐさ漁業	3月1日から 8月31日まで							
		ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで							
		かじめ漁業	同上							
		あらめ漁業	同上							
		むかでのり漁業	同上							
		いがい漁業	同上							
		くろくち漁業	同上							
		かき漁業	同上							
		はまぐり漁業	同上							
あさり漁業	同上									

		あわび漁業	同上							
		とこぶし漁業	同上							
		ずめ漁業	同上							
		さざえ漁業	同上							
		にし漁業	同上							
		かめので漁業	同上							
		ばい漁業	同上							
		うに漁業	同上							
		なまこ漁業	同上							
		たこ漁業	同上							
		しじみ漁業	同上							
共 第 2 0 2 号	第 2 種 共 同 漁 業	いそ刺網漁業	3月1日から 10月31日まで	同上	次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線並びにDとEを結んだ線 と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における京都府・兵庫県界 (北緯35度39.47分、東経134度52.05分) B 京都府・兵庫県界地先の平岩中央 (北緯35度39.51分、東経134度52.07分) C 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝(通称ヒイゴの 滝) (北緯35度39.61分、東経134度48.97分) D 豊岡市気比港大橋右岸下流基柱 (北緯35度38.53分、東経134度49.49分) E 豊岡市小島港大橋左岸下流基柱 (北緯35度38.45分、東経134度49.69分) ア Bから353度40分1,500メートルの点 (北緯35度40.31分、東経134度51.96分) イ Cから353度40分1,000メートルの点 (北緯35度40.15分、東経134度48.90分)	—	同市		同上	同上
		とびうお刺網漁業	5月1日から 7月31日まで							
		かます刺網漁業	3月1日から 11月30日まで							
		いかかご漁業	3月1日から 8月31日まで							
		雑魚かご漁業	3月1日から 8月31日まで							

共第203号	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	同上	次の点のうちA、ア及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市田結神水鼻 (北緯35度39.34分、東経134度50.90分) B 豊岡市津居山石金島頂上 (北緯35度39.34分、東経134度50.35分) C 豊岡市気比津居山港新防波堤突端 (北緯35度39.02分、東経134度50.37分) ア AとBを結んだ線とCから22度の線との交点 (北緯35度39.34分、東経134度50.53分)	—	同市		同上	同上
共第204号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	同上	豊岡市沖合	次の点のうちア、イ、エ、ウ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市田結ステガ鼻北端 (北緯35度39.58分、東経134度51.15分) B 豊岡市瀬戸獅子ヶ鼻北端 (北緯35度39.42分、東経134度49.48分) ア A点から0度40分の線とBから29度40分の線との交点 (北緯35度41.82分、東経134度51.18分) イ アから263度40分3,000メートルの点 (北緯35度41.64分、東経134度49.21分) ウ アから173度40分900メートルの点 (北緯35度41.34分、東経134度51.25分) エ イから173度40分900メートルの点 (北緯35度41.16分、東経134度49.27分)	—	同市		同上	同上
共第205号	第1種共同漁業	はばのり漁業	9月1日から5月31日まで	豊岡市竹野町地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線並びにEとFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝（通称ヒイゴの滝） (北緯35度39.61分、東経134度48.97分) B 豊岡市竹野町田久日字向山104番地の6平井の鼻北端 (北緯35度40.23分、東経134度47.92分) C 豊岡市竹野町竹野字賀島1番地猫崎北端 (北緯35度40.47分、東経134度45.87分) D 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端 (北緯35度39.74分、東経134度43.92分) E 豊岡市竹野町竹野538番地の3竹野橋上流右岸の基柱 (北緯35度39.52分、東経134度45.67分)	付記のとおり	同市	竹野町	田久日	同上
		のり漁業	同上						宇日	
		そぞ漁業	同上						竹野	
		わかめ漁業	3月1日から7月31日まで						切浜	
		もずく漁業	4月1日から8月31日まで						浜須井	
		うみぞうめん漁業	同上							
てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで									

		ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで		F 豊岡市竹野町599番地竹野橋上流左岸の基柱 (北緯35度39.55分、東経134度45.60分)					
		かじめ漁業	同上		ア Aから353度40分300メートルの点 (北緯35度39.77分、東経134度48.95分)					
		あらめ漁業	同上		イ Bから353度40分200メートルの点 (北緯35度40.34分、東経134度47.90分)					
		むかでのり漁業	同上		ウ Cから353度40分200メートルの点 (北緯35度40.58分、東経134度45.85分)					
		いがい漁業	同上		エ Dから358度40分700メートルの点 (北緯35度40.12分、東経134度43.91分)					
		くろくち漁業	同上							
		かき漁業	同上							
		はまぐり漁業	同上							
		あさり漁業	同上							
		あわび漁業	同上							
		とこぶし漁業	同上							
		ずめ漁業	同上							
		さざえ漁業	同上							
		にし漁業	同上							
		かめので漁業	同上							
		ばい漁業	同上							
		うに漁業	同上							
		なまこ漁業	同上							
		たこ漁業	同上							
共 第 2 0 6 号	第 2 種 共 同 漁 業	いそ刺網漁業	3月1日から 10月31日まで	同上	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線並びにEとF を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝（通称ヒイゴの 滝） (北緯35度39.61分、東経134度48.97分) B 豊岡市竹野町田久日字向山104番地の6平井の鼻北端 (北緯35度40.23分、東経134度47.92分)	—	同市	同上	同上	同上
		いかかご漁業	3月1日から 8月31日まで							
		雑魚かご漁業	3月1日から 8月31日まで							

					<p>C 豊岡市竹野町竹野字賀島1番地猫崎北端 (北緯35度40.47分、東経134度45.87分)</p> <p>D 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端 (北緯35度39.74分、東経134度43.92分)</p> <p>E 豊岡市竹野町竹野538番地の3竹野橋上流右岸の基柱 (北緯35度39.52分、東経134度45.67分)</p> <p>F 豊岡市竹野町竹野599番地竹野橋上流左岸の基柱 (北緯35度39.55分、東経134度45.60分)</p> <p>ア Aから353度40分1,000メートルの点 (北緯35度40.15分、東経134度48.90分)</p> <p>イ Bから353度40分700メートルの点 (北緯35度40.60分、東経134度47.87分)</p> <p>ウ Cから353度40分700メートルの点 (北緯35度40.85分、東経134度45.81分)</p> <p>エ Dから358度40分1,000メートルの点 (北緯35度40.28分、東経134度43.90分)</p>					
共 第 2 0 8 号	第 3 種 共 同 漁 業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで	同上	<p>次の点のうちA、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域 点の位置</p> <p>A 豊岡市竹野町竹野庵蛇東端 (北緯35度39.76分、東経134度45.31分)</p> <p>B 豊岡市竹野町竹野港旧港西防波堤北西部 (北緯35度39.75分、東経134度45.50分)</p> <p>C 豊岡市竹野町竹野港旧港西防波堤西側線基部 (北緯35度39.73分、東経134度45.52分)</p>	—	同市	同上	同上	同上
共 第 2 1 0 号	同上	つきいそ漁業	同上	豊岡市竹野町沖合	<p>次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によつて囲まれた区域 点の位置</p> <p>A 豊岡市竹野町田久日宇向山104番地の6平井の鼻北端 (北緯35度40.23分、東経134度47.92分)</p> <p>B 豊岡市竹野町切浜黒崎鼻北西端(通称色ヶ崎) (北緯35度39.91分、東経134度44.58分)</p> <p>ア Aから303度40分の線とBから21度40分の線との交点 (北緯35度41.59分、東経134度45.40分)</p>	—	同市	同上	同上	同上
共 第 2 1 1 号	同上	同上	同上	同上	<p>次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によつて囲まれた区域 点の位置</p> <p>A 豊岡市竹野町竹野字賀島1番地赤島頂上 (北緯35度40.16分、東経134度45.65分)</p> <p>B 美方郡香美町香住区相谷地先灘イブリ岩頂上</p>	—	同市	同上	同上	同上

					(北緯35度40.02分、東経134度43.88分) ア Aから329度40分の線とBから14度40分の線との交点 (北緯35度41.83分、東経134度44.46分)					
共 第 2 1 2 号	第 1 種 共 同 漁 業	はばのり漁業	9月1日から 5月31日まで	美方郡香美町香 住区相谷から沖 浦に至る間の地 先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時 海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 (除外区域) 次の点のうち点オ、カ、キ、ク及びケを結んだ線と最大高潮時海 岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端 (北緯35度39.74分、東経134度43.92分) B 美方郡香美町香住区無南垣字大鳴魚見鼻北端 (北緯35度39.92分、東経134度41.29分) C 美方郡香美町香住区沖浦地先大島北端 (北緯35度40.06分、東経134度39.79分) D 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今 子谷632番地の1との界(浜の谷) (北緯35度39.68分、東経134度38.91分) E 美方郡香美町香住区柴山港西防波堤灯台中心点 (北緯35度39.34分、東経134度39.89分) ア Aから358度40分700メートルの点 (北緯35度40.12分、東経134度43.91分) イ Bから353度40分700メートルの点 (北緯35度40.30分、東経134度41.24分) ウ Cから353度40分100メートルの点 (北緯35度40.12分、東経134度39.78分) エ Dから353度40分500メートルの点 (北緯35度39.95分、東経134度38.87分) オ Eから185度10分646.5メートルの点 (北緯35度38.99分、東経134度39.85分) カ オから283度9分28秒3メートルの点 (北緯35度38.99分、東経134度39.85分) キ カから352度22分31秒78.3メートルの点 (北緯35度39.03分、東経134度39.84分) ク キから25度27分36秒220.1メートルの点 (北緯35度39.14分、東経134度39.90分) ケ クから115度27分36秒107メートルの点 (北緯35度39.12分、東経134度39.97分)	付記の とおり	美 方 郡	香美町香住 区	相谷	同上
		のり漁業	同上						安木	
		そぞ漁業	同上						訓谷	
		わかめ漁業	3月1日から 7月31日まで						無南垣	
		もずく漁業	4月1日から 8月31日まで						浦上	
		うみぞうめん漁業	同上						上計	
		てんぐさ漁業	3月1日から 8月31日まで						沖浦	
		ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで							
		かじめ漁業	同上							
		あらめ漁業	同上							
		むかでのり漁業	同上							
		いがい漁業	同上							
		くろくち漁業	同上							
		かき漁業	同上							
		はまぐり漁業	同上							
		あさり漁業	同上							
		あわび漁業	同上							
		とこぶし漁業	同上							
		ずめ漁業	同上							
		さざえ漁業	同上							

		にし漁業	同上							
		かめので漁業	同上							
		ばい漁業	同上							
		うに漁業	同上							
		なまこ漁業	同上							
		たこ漁業	同上							
共 第 2 種 共 同 漁 業 号	第 2 種 共 同 漁 業	いそ刺網漁業	3月1日から 10月31日まで	同上	次の点のうちA、ア、イ、ウ、及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 (除外区域)	—	同郡	同上	同上	同上
		いかかご漁業	3月1日から 7月31日まで		次の点のうちエ、オ、カ、キ及びクを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置					
					A 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端 (北緯35度39.74分、東経134度43.92分)					
					B 美方郡香美町香住区無南垣字大鳴魚見鼻北端 (北緯35度39.92分、東経134度41.29分)					
					C 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界(浜の谷) (北緯35度39.68分、東経134度38.91分)					
					D 美方郡香美町香住区柴山港西防波堤灯台中心点 (北緯35度39.34分、東経134度39.89分)					
					ア Aから358度40分1,000メートルの点 (北緯35度40.28分、東経134度43.90分)					
					イ Bから353度40分1,000メートルの点 (北緯35度40.46分、東経134度41.22分)					
					ウ Cから353度40分1,500メートルの点 (北緯35度40.49分、東経134度38.80分)					
					エ Dから185度10分646.5メートルの点 (北緯35度38.99分、東経134度39.85分)					
					オ エから283度9分28秒3メートルの点 (北緯35度38.99分、東経134度39.85分)					
					カ オから352度22分31秒78.3メートルの点 (北緯35度39.03分、東経134度39.84分)					
					キ カから25度27分36秒220.1メートルの点 (北緯35度39.14分、東経134度39.90分)					
					ク キから115度27分36秒107メートルの点 (北緯35度39.12分、東経134度39.97分)					

共 第 2 1 5 号	第 1 種 共 同 漁 業	はばのり漁業	9月1日から 5月31日まで	美方郡香美町香 住区境から下浜 に至る間の地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線並びにCとDを結んだ線と最 大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今 子谷632番地の1との界(浜の谷) (北緯35度39.68分、東経134度38.91分) B 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑 松ヶ崎493番地との界(松ヶ崎) (北緯35度39.66分、東経134度34.69分) C 美方郡香美町香住区七日市矢田橋右岸下流基柱 (北緯35度38.27分、東経134度37.07分) D 美方郡香美町香住区矢田矢田橋左岸下流基柱 (北緯35度38.26分、東経134度36.97分) ア Aから353度40分500メートルの点 (北緯35度39.95分、東経134度38.87分) イ Bから353度40分250メートルの点 (北緯35度39.79分、東経134度34.67分)	付記の とおり	同郡	香美町香住 区	境	同上
		のり漁業	同上						一日市	
		そぞ漁業	同上						若松	
		わかめ漁業	3月1日から 7月31日まで						香住	
		もずく漁業	4月1日から 8月31日まで						七日市	
		うみぞうめん漁業	同上						矢田	
		てんぐさ漁業	3月1日から 8月31日まで						下浜	
		ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで							
		かじめ漁業	同上							
		あらめ漁業	同上							
		むかでのり漁業	同上							
		いがい漁業	同上							
		くろくち漁業	同上							
		かき漁業	同上							
		はまぐり漁業	同上							
		あさり漁業	同上							
		あわび漁業	同上							
		とこぶし漁業	同上							
		ずめ漁業	同上							
		さざえ漁業	同上							
にし漁業	同上									
かめので漁業	同上									

		ばい漁業	同上							
		うに漁業	同上							
		なまこ漁業	同上							
		たこ漁業	同上							
共 第 2 1 6 号	第 2 種 共 同 漁 業	いそ刺網漁業	3月1日から 10月31日まで	同上	次のA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界（浜の谷） （北緯35度39.68分、東経134度38.91分） B 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界（松ヶ崎） （北緯35度39.66分、東経134度34.69分） ア Aから353度40分1,500メートルの点 （北緯35度40.49分、東経134度38.80分） イ Bから353度40分1,500メートルの点 （北緯35度40.46分、東経134度34.58分）	—	同郡	同上	同上	同上
		とびうお刺網漁業	5月1日から 7月31日まで							
		いかかご漁業	3月1日から 8月31日まで							
		雑魚かご漁業	3月1日から 10月31日まで							
共 第 2 1 7 号	第 3 種 共 同 漁 業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで	美方郡香美町香住区下浜地先	次の点A、B、C及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域（河川を除く。） 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字久津井キツネ島北端 （北緯35度39.00分、東経134度36.64分） B 美方郡香美町香住区下浜字久津井地先弁天島西端 （北緯35度39.04分、東経134度36.64分） C 美方郡香美町香住区下浜字三田地先イナムラ（松島）東端 （北緯35度39.13分、東経134度36.58分） D 美方郡香美町香住区下浜字三田弁天鼻 （北緯35度39.17分、東経134度36.44分）	—	同郡	同上	下浜	同上
共 第 2 1 8 号	同 上	つきいそ漁業	同上	美方郡香美町香住区下浜沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区境地先白石島頂上 （北緯35度39.57分、東経134度38.24分） B 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先東赤島北西端 （北緯35度39.62分、東経134度35.66分） ア Aから318度40分の線とBから30度10分の線との交点	—	同郡	同上	境 一日市 若松 香住	同上

					(北緯35度41.03分、東経134度36.67分)				七日市 矢田 下浜	
共 第 2 1 9 号	同 上	同上	同上	同上	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区境地先白石島頂上 (北緯35度39.57分、東経134度38.24分) B 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先東赤島北西端 (北緯35度39.62分、東経134度35.66分) ア Aから306度10分の線とBから13度40分の線との交点 (北緯35度40.88分、東経134度36.04分)	—	同郡	同上	同上	同上
共 第 2 2 0 号	同 上	同上	同上	同上	次の点のうちアを中心として半径300メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区境地先白石島頂上 (北緯35度39.57分、東経134度38.24分) B 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先東赤島北西端 (北緯35度39.62分、東経134度35.66分) ア Aから297度40分の線とBから349度40分の線との交点 (北緯35度40.79分、東経134度35.40分)	—	同郡	同上	同上	同上
共 第 2 2 1 号	同 上	同上	同上	同上	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先東赤島北西端 (北緯35度39.62分、東経134度35.66分) B 美方郡香美町香住区鎧松ヶ崎493番地松ヶ崎北西端 (北緯35度39.66分、東経134度34.69分) ア Aから338度10分の線とBから7度40分の線との交点 (北緯35度41.11分、東経134度34.93分)	—	同郡	同上	同上	同上

共 第 2 2 2 号	第 1 種 共 同 漁 業	はばのり漁業	9月1日から 5月31日まで	美方郡香美町香 住区鑑及び余部 地先	次の点うちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑 松ヶ崎493番地の界（松ヶ崎） （北緯35度39.66分、東経134度34.69分） B 美方郡香美町香住区余部字御崎余部崎北端 （北緯35度40.22分、東経134度32.33分） C 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端 （北緯35度40.07分、東経134度31.69分） ア Aから353度40分250メートルの点 （北緯35度39.79分、東経134度34.67分） イ Bから353度40分100メートルの点 （北緯35度40.28分、東経134度32.32分） ウ Cから353度40分500メートルの点 （北緯35度40.34分、東経134度31.66分）	付記の とおり	同郡	香美町香住 区	鑑 余部	同 上
		のり漁業	同上							
		そぞ漁業	同上							
		わかめ漁業	3月1日から 7月31日まで							
		もずく漁業	4月1日から 8月31日まで							
		うみぞうめん漁業	同上							
		てんぐさ漁業	3月1日から 8月31日まで							
		ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで							
		かじめ漁業	同上							
		あらめ漁業	同上							
		むかでのり漁業	同上							
		いがい漁業	同上							
		くろくち漁業	同上							
		かき漁業	同上							
		あわび漁業	同上							
		とこぶし漁業	同上							
		ずめ漁業	同上							
		さざえ漁業	同上							
		にし漁業	同上							
		かめので漁業	同上							
ばい漁業	同上									
うに漁業	同上									
なまこ漁業	同上									

		たこ漁業	同上							
共 第 2 2 3 号	第 2 種 共 同 漁 業	いそ刺網漁業	3月1日から 10月31日まで	同上	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって 囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑 松ヶ崎493番地の界（松ヶ崎） （北緯35度39.66分、東経134度34.69分） B 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端 （北緯35度40.07分、東経134度31.69分） ア Aから353度40分1,500メートルの点 （北緯35度40.46分、東経134度34.58分） イ Bから353度40分1,000メートルの点 （北緯35度40.61分、東経134度31.62分）	-	同郡	同上	同上	同上
		とびうお刺網漁業	5月1日から 7月31日まで							
		いかかご漁業	3月1日から 8月31日まで							
		雑魚かご漁業	3月1日から 10月31日まで							
共 第 2 2 4 号	第 1 種 共 同 漁 業	はばのり漁業	9月1日から 5月31日まで	美方郡香美町香 住区余部通り岩 から美方郡香美 町と同郡新温泉 町との界に至る 間の地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって 囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端 （北緯35度40.07分、東経134度31.69分） B 最大高潮時海岸線における美方郡香美町・新温泉町界（鋸崎 北端） （北緯35度39.98分、東経134度31.03分） ア Aから353度40分500メートルの点 （北緯35度40.34分、東経134度31.66分） イ Bから353度40分500メートルの点 （北緯35度40.25分、東経134度30.99分）	付記の とおり	同郡	香美町香住 区 新温泉町	余部 三尾	同上
		のり漁業	同上							
		そぞ漁業	同上							
		わかめ漁業	3月1日から 7月31日まで							
		もずく漁業	4月1日から 8月31日まで							
		うみぞうめん漁業	同上							
		てんぐさ漁業	3月1日から 8月31日まで							
		ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで							
		かじめ漁業	同上							
		あらめ漁業	同上							
		むかでのり漁業	同上							
		いがい漁業	同上							
		くろくち漁業	同上							
		かき漁業	同上							
あわび漁業	同上									

		とこぶし漁業	同上							
		ずめ漁業	同上							
		さざえ漁業	同上							
		にし漁業	同上							
		かめので漁業	同上							
		ばい漁業	同上							
		うに漁業	同上							
		なまこ漁業	同上							
		たこ漁業	同上							
共第225号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	同上	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端 (北緯35度40.07分、東経134度31.69分) B 最大高潮時海岸線における美方郡香美町・新温泉町界(鋸崎北端) (北緯35度39.98分、東経134度31.03分) ア Aから353度40分1,000メートルの点 (北緯35度40.61分、東経134度31.62分) イ Bから353度40度1,000メートルの点 (北緯35度40.51分、東経134度30.96分)	—	同郡	同上	同上	同上
		とびうお刺網漁業	5月1日から7月31日まで							
		かます刺網漁業	3月1日から11月30日まで							
		雑魚小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで							
		いかかご漁業	3月1日から7月31日まで							
共第226号	第1種共同漁業	のり漁業	9月1日から5月31日まで	美方郡香美町と同郡新温泉町との界から美方郡新温泉町矢城ヶ鼻に至る間の地先	次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線、Cとウを結んだ線並びにオとエを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における美方郡香美町 新温泉町界(鋸崎北端) (北緯35度39.98分、東経134度31.03分) B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端(通称赤島東端) (北緯35度38.17分、東経134度26.42分) C 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端(通称赤島西端) (北緯35度38.17分、東経134度26.39分) D 美方郡新温泉町岸田川右岸堤防北端 (北緯35度37.81分、東経134度27.16分)	付記のとおり	同郡	新温泉町	三尾 浜坂 芦屋	同上
		そぞ漁業	同上							
		わかめ漁業	3月1日から7月31日まで							
		もずく漁業	4月1日から8月31日まで							
		うみぞうめん漁業	同上							
		てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで							

		ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで		ア Aから353度40分500メートルの点 (北緯35度40.25分、東経134度30.99分)					
		かじめ漁業	同上		イ Bから353度40分250メートルの点 (北緯35度38.31分、東経134度26.41分)					
		あらめ漁業	同上		ウ Cから173度40分の線と対岸との交点 (北緯35度38.14分、東経134度26.40分)					
		いがい漁業	同上		エ Dから73度40分の線と対岸との交点 (北緯35度37.82分、東経134度27.20分)					
		くろくち漁業	同上		オ Dから253度40分の線と対岸との交点 (北緯35度37.74分、東経134度26.85分)					
		かき漁業	同上							
		はまぐり漁業	同上							
		あさり漁業	同上							
		あわび漁業	同上							
		とこぶし漁業	同上							
		ずめ漁業	同上							
		さざえ漁業	同上							
		にし漁業	同上							
		かめので漁業	同上							
		ばい漁業	同上							
		うに漁業	同上							
		なまこ漁業	同上							
		たこ漁業	同上							
共 第 2 2 7 号	第 2 種 共 同 漁 業	いそ刺網漁業	3月1日から 10月31日まで	美方郡新温泉町 三尾から同町芦 屋東矢城に至る 間の地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、C及びD、エ並びにオ、Eを結ん だ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における美方郡香美町・新温泉町界（鋸 崎） (北緯35度39.98分、東経134度31.03分) B 美方郡新温泉町三尾大島北端 (北緯35度39.77分、東経134度30.17分)	—	同郡	同上	同上	同上
		とびうお刺網漁業	5月1日から 7月31日まで							
		かます刺網漁業	3月1日から 11月30日まで							
		雑魚小型定置網漁 業	1月1日から 12月31日まで							

		いかかご漁業	3月1日から 7月31日まで		C 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端） （北緯35度38.17分、東経134度26.42分） D 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端（通称赤島西端） （北緯35度38.17分、東経134度26.39分） E 美方郡新温泉町清富オリ島西端 （北緯35度37.81分、東経134度27.16分） ア Aから353度40分1,000メートルの点 （北緯35度40.51分、東経134度30.96分） イ Bから323度40分1,000メートルの点 （北緯35度40.21分、東経134度29.78分） ウ Cから353度40分1,000メートルの点 （北緯35度38.71分、東経134度26.35分） エ Dから173度40分の方位線と対岸との交点 （北緯35度38.14分、東経134度26.40分） オ Eから173度40分の方位線と対岸との交点 （北緯35度37.73分、東経134度27.17分）					
共 第 2 2 8 号	第 1 種 共 同 漁 業	のり漁業	9月1日から 5月31日まで	美方郡新温泉町 芦屋地先	次の点アとBを結んだ線及びA、イ、ウ並びにCを結んだ線と最 大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端） （北緯35度38.17分、東経134度26.42分） B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端（通称赤島西端） （北緯35度38.17分、東経134度26.39分） C 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端 （北緯35度38.01分、東経134度26.21分） ア Bから173度40分の方位線と対岸との交点 （北緯35度38.31分、東経134度26.41分） イ Aから353度40分250メートルの点 （北緯35度38.14分、東経134度26.40分） ウ Cから353度40分350メートルの点 （北緯35度38.20分、東経134度26.19分）	付記の とおり	同郡	同上	浜坂 芦屋 諸寄 釜屋	同 上
		そぞ漁業	同上							
		わかめ漁業	3月1日から 7月31日まで							
		もずく漁業	4月1日から 8月31日まで							
		うみぞうめん漁業	同上							
		てんぐさ漁業	3月1日から 8月31日まで							
		ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで							
		かじめ漁業	同上							
		あらめ漁業	同上							
		いがい漁業	同上							
		くろくち漁業	同上							
		かき漁業	同上							
		はまぐり漁業	同上							

		あさり漁業	同上							
		あわび漁業	同上							
		とこぶし漁業	同上							
		ずめ漁業	同上							
		さざえ漁業	同上							
		にし漁業	同上							
		かめので漁業	同上							
		ばい漁業	同上							
		うに漁業	同上							
		なまこ漁業	同上							
		たこ漁業	同上							
共 第 2 2 9 号	第 2 種 共 同 漁 業	いそ刺網漁業	3月1日から 10月31日まで	同上	次の点ウ、B及びA、ア、イ、Cを結んだ線と最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端） （北緯35度38.17分、東経134度26.42分） B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端（通称赤島西端） （北緯35度38.17分、東経134度26.39分） C 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端 （北緯35度38.01分、東経134度26.21分） ア Aから353度40分1,000メートルの点 （北緯35度38.71分、東経134度26.35分） イ Cから353度40分1,000メートルの点 （北緯35度38.55分、東経134度26.14分） ウ Bから173度40分の方角線と対岸との交点 （北緯35度38.14分、東経134度26.40分）	—	同郡	同上	同上	同上
		とびうお刺網漁業	5月1日から 7月31日まで							
		かます刺網漁業	3月1日から 11月30日まで							
		雑魚小型定置網漁業	1月1日から 12月31日まで							
		いかかご漁業	3月1日から 7月31日まで							

共第230号	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町浜坂及び芦屋地先	次の点のうちA、ア及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町清富鬼門崎北端 (北緯35度38.41分、東経134度27.70分) B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端(通称赤島東端) (北緯35度38.17分、東経134度26.42分) C 美方郡新温泉町芦屋浜坂漁港東防波堤基部(付根)東側 (北緯35度37.79分、東経134度26.75分) ア Cから5度40分の方位線とA、Bを結んだ線との交点 (北緯35度38.25分、東経134度26.81分)	—	同郡	同上	浜坂 芦屋	同上
共第231号	同上	つきいそ漁業	同上	美方郡新温泉町三尾沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町三尾地先大島北西端 (北緯35度39.77分、東経134度30.16分) B 美方郡新温泉町三尾地先立島頂上 (北緯35度39.45分、東経134度29.70分) ア Aから308度40分の方位線とBから4度40分の方位線との交点 (北緯35度40.03分、東経134度29.76分)	—	同郡	同上	三尾 浜坂 芦屋	同上
共第232号	同上	同上	同上	美方郡新温泉町清富鬼門崎沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町田井浜崎鼻西端 (北緯35度38.79分、東経134度28.76分) B 美方郡新温泉町清富鬼門崎北端 (北緯35度38.41分、東経134度27.70分) ア Aから313度40分の方位線とBから6度40分の方位線との交点 (北緯35度39.50分、東経134度27.85分)	—	同郡	同上	浜坂 芦屋	同上
共第233号	同上	同上	同上	美方郡新温泉町芦屋地先中矢城沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町清富鬼門崎北端 (北緯35度38.41分、東経134度27.70分) B 美方郡新温泉町芦屋地先中矢城 (北緯35度38.16分、東経134度26.38分) ア Aから301度40分の方位線とBから3度40分の方位線との交点 (北緯35度39.04分、東経134度26.45分)	—	同郡	同上	同上	同上

共第234号	同上	同上	同上	美方郡新温泉町三尾沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町三尾大島灯台 (北緯35度39.72分、東経134度30.18分) ア Aから20度600メートルの点 (北緯35度40.03分、東経134度30.32分)	—	同郡	同上	三尾 浜坂 芦屋 諸寄 釜屋 居組	同上
共第235号	同上	同上	同上	美方郡新温泉町清富鬼門崎沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町浜坂漁港矢城ヶ鼻灯台 (北緯35度38.09分、東経134度26.33分) ア Aから43度2,400メートルの点 (北緯35度39.04分、東経134度27.41分)	—	同郡	同上	同上	同上
共第236号	同上	同上	同上	同上	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町浜坂漁港矢城ヶ鼻灯台 (北緯35度38.09分、東経134度26.33分) ア Aから55度3,100メートルの点 (北緯35度39.06分、東経134度28.01分)	—	同郡	同上	同上	同上
共第237号	第1種共同漁業	のり漁業 そぞ漁業 わかめ漁業 もずく漁業 うみぞうめん漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業	9月1日から5月31日まで 同上 3月1日から7月31日まで 4月1日から8月31日まで 同上 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎から同町釜屋に至る間の地先	次の点A、ア、イ、C及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端 (北緯35度38.01分、東経134度26.21分) B 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界 (北緯35度37.00分、東経134度24.15分) C 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上 (北緯35度37.00分、東経134度24.15分) ア Aから353度40分350メートルの点 (北緯35度38.20分、東経134度26.19分) イ Cから333度40分500メートルの点 (北緯35度37.24分、東経134度24.00分)	付記のとおり	同郡	同上	諸寄 釜屋	同上

かじめ漁業	同上
あらめ漁業	同上
いがい漁業	同上
くろくち漁業	同上
かき漁業	同上
はまぐり漁業	同上
あさり漁業	同上
あわび漁業	同上
とこぶし漁業	同上
ずめ漁業	同上
さざえ漁業	同上
にし漁業	同上
かめので漁業	同上
ばい漁業	同上
うに漁業	同上
なまこ漁業	同上
たこ漁業	同上

共第238号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から 10月31日まで	同上	次の点A、ア、イ、C及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端 (北緯35度38.01分、東経134度26.21分) B 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界 (北緯35度37.00分、東経134度24.15分) C 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上 (北緯35度37.00分、東経134度24.15分) ア Aから353度40分1,000メートルの点 (北緯35度38.55分、東経134度26.14分) イ Cから333度40分1,000メートルの点 (北緯35度37.48分、東経134度23.85分)	-	同郡	同上	諸寄 釜屋	同上
		とびうお刺網漁業	5月1日から 7月31日まで							
		かます刺網漁業	3月1日から 11月30日まで							
		雑魚小型定置網漁業	1月1日から 12月31日まで							
		いかかご漁業	3月1日から 7月31日まで							
共第239号	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで	美方郡新温泉町 諸寄及び芦屋地先	次の点A、ア及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先千束灘の西端(通称枕岩西端) (北緯35度37.98分、東経134度26.03分) B 美方郡新温泉町諸寄大崎鼻東端 (北緯35度37.45分、東経134度25.70分) ア Bから353度40分700メートルの点 (北緯35度37.83分、東経134度25.65分)	-	同郡	同上	同上	同上
共第240号	同上	つきいそ漁業	同上	美方郡新温泉町 釜屋沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先中矢城 (北緯35度38.16分、東経134度26.38分) B 美方郡新温泉町諸寄大崎鼻東端 (北緯35度37.45分、東経134度25.70分) ア Aから290度40分の方角線とBから325度40分の方角線との交点 (北緯35度38.69分、東経134度24.66分)	-	同郡	同上	同上	同上
共第241号	同上	同上	同上	同上	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町諸寄漁港北防波堤灯台 (北緯35度38.69分、東経134度24.67分) ア Aから332度2,600メートルの点 (北緯35度38.55分、東経134度24.98分)	-	同郡	同上	三尾 浜坂 芦屋 諸寄	同上

									釜屋 居組	
共 第 2 4 2 号	同 上	同上	同上	同上	次の点のうちAを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町諸寄漁港北防波堤灯台 (北緯35度38.69分、東経134度24.67分) B 美方郡新温泉町浜坂漁港矢城ヶ鼻 (北緯35度38.15分、東経134度26.43分) ア Aから332度の線とBから297度の線との交点 (北緯35度38.83分、東経134度24.80分)	—	同郡	同上	同上	同上
共 第 2 4 3 号	第 1 種 共 同 漁 業	のり漁業	9月1日から 5月31日まで	美方郡新温泉町 居組地先	次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界 (北緯35度37.00分、東経134度24.15分) B 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上 (北緯35度37.00分、東経134度24.15分) C 兵庫県鳥取県界(汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱) (北緯35度36.86分、東経134度22.22分) ア Bから333度40分500メートルの点 (北緯35度37.24分、東経134度24.00分) イ Cから331度10分500メートルの点 (北緯35度37.10分、東経134度22.06分)	付記の とおり	同郡	同上	居組	同上
		そぞ漁業	同上							
		わかめ漁業	3月1日から 7月31日まで							
		もずく漁業	4月1日から 8月31日まで							
		うみぞうめん漁業	同上							
		てんぐさ漁業	3月1日から 8月31日まで							
		ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで							
		かじめ漁業	同上							
		あらめ漁業	同上							
		いがい漁業	同上							
		くろくち漁業	同上							
		かき漁業	同上							
		はまぐり漁業	同上							
あさり漁業	同上									

		あわび漁業	同上							
		とこぶし漁業	同上							
		ずめ漁業	同上							
		さざえ漁業	同上							
		にし漁業	同上							
		かめのて漁業	同上							
		ばい漁業	同上							
		うに漁業	同上							
		なまこ漁業	同上							
		たこ漁業	同上							
共第244号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	同上	次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界(北緯35度37.00分、東経134度24.15分) B 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上(北緯35度37.00分、東経134度24.15分) C 兵庫県鳥取県界(汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱)(北緯35度36.86分、東経134度22.22分) ア Bから333度40分1,000メートルの点(北緯35度37.48分、東経134度23.85分) イ Cから331度10分1,500メートルの点(北緯35度37.57分、東経134度21.74分)	—	同郡	同上	同上	同上
		とびうお刺網漁業	5月1日から7月31日まで							
		かます刺網漁業	3月1日から11月30日まで							
		雑魚小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで							
		いかかご漁業	3月1日から7月31日まで							
共第245号	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	同上	次の点A、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町居組大戸浜砂防波堤突端(北緯35度36.82分、東経134度23.08分) B 美方郡新温泉町居組地先横島(白灯台)(北緯35度37.01分、東経134度23.12分) C 兵庫県鳥取県界(汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱)	—	同郡	同上	同上	同上

					(北緯35度36.86分、東経134度22.22分)					
共 第 2 4 6 号	同 上	つきいそ漁業	同上	美方郡新温泉町 居組沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町居組地先大振島頂上 (北緯35度37.15分、東経134度22.84分) B 兵庫県・鳥取県界(汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱) (北緯35度36.86分、東経134度22.22分) ア Aから319度40分の方角線とBから17度40分の方角線との交点 (北緯35度37.51分、東経134度22.47分)	—	同郡	同上	同上	同上
共 第 2 4 7 号	同 上	同上	同上	同上	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 兵庫県・鳥取県界(汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱) (北緯35度36.86分、東経134度22.22分) B 美方郡新温泉町居組地先横島(白灯台) (北緯35度37.01分、東経134度23.12分) ア Aから21度10分の方角線とBから353度40分の方角線との交点 (北緯35度38.38分、東経134度22.94分)	—	同郡	同上	同上	同上
共 第 2 4 8 号	同 上	同上	同上	同上	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 兵庫県・鳥取県界(汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱) (北緯35度36.86分、東経134度22.22分) B 美方郡新温泉町居組地先横島(白灯台) (北緯35度37.01分、東経134度23.12分) ア Aから358度40分の方角線とBから328度40分の方角線との交点 (北緯35度38.28分、東経134度22.18分)	—	同郡	同上	同上	同上

イ 免許予定日 令和5年9月1日

ウ 漁業権の存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

付 記

条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

(2) 区画漁業権

ア 公示番号及び漁業権の内容となるべき事項等

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区			個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の位置	漁場の区域	条件	市郡	区町	字		
区第702号	第1種区画漁業	わかめ・こぶ養殖業	10月1日から4月30日まで	豊岡市竹野町宇日地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町竹野字賀島猫崎灯台 ア Aから140度1,300メートルの点 (北緯35度39.90分、東経134度46.41分) イ アから0度500メートルの点 (北緯35度40.17分、東経134度46.41分) ウ イから90度500メートルの点 (北緯35度40.17分、東経134度46.74分) エ ウから180度500メートルの点 (北緯35度39.90分、東経134度46.74分)	付記のとおり	豊岡市	竹野町	田久日 宇日 竹野 切浜 浜須井	団体漁業権	類似漁業権
区第703号	同上	同上	同上	美方郡香美町香住区境地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住東港西防波堤赤灯台 ア Aから112度338メートルの点 (北緯35度39.26分、東経134度38.46分) イ アから147度130メートルの点 (北緯35度39.20分、東経134度38.50分) ウ イから237度200メートルの点 (北緯35度39.14分、東経134度38.38分) エ ウから327度130メートルの点 (北緯35度39.20分、東経134度38.35分)	同上	美方郡	香美町香住区	境 一日市	同上	同上
区第704号	同上	同上	同上	美方郡香美町香住区下浜字三田地先	次の点A、B、C及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字柘三田地先弁天鼻 B 美方郡香美町香住区下浜松島南端 C 美方郡香美町香住区下浜久津井湾口北東端 D 美方郡香美町香住区下浜字三田と同郡同町香住区下浜字柘三田との海岸線における界	同上	同郡	同上	下浜	同上	同上

区 第 7 0 5 号	同 上	同 上	同 上	美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、B及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ須井の小鼻北端 B 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先東赤島南端 C 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先西赤島北端 ア Aから263度40分510メートルの点 (北緯35度39.37分、東経134度35.38分) イ Cから263度40分320メートルの点 (北緯35度39.57分、東経134度35.39分) ウ Cから263度40分70メートルの点 (北緯35度39.59分、東経134度35.56分) エ Bから263度40分250メートルの点 (北緯35度39.49分、東経134度35.57分)	同 上	同 郡	同 上	下 浜	同 上	同 上
区 第 7 0 6 号	同 上	同 上	同 上	美方郡新温泉町三尾字高見地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町三尾字高見地先黒島北端 ア Aから274度120メートルの点 (北緯35度39.64分、東経134度30.69分) イ アから334度160メートルの点 (北緯35度39.72分、東経134度30.64分) ウ イから64度380メートルの点 (北緯35度39.81分、東経134度30.87分) エ ウから154度160メートルの点 (北緯35度39.73分、東経134度30.92分)	同 上	同 郡	新 温 泉 町	三 尾	同 上	同 上

イ 免許予定日 令和5年9月1日

ウ 漁業権の存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

付 記

条件

養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

(3) 定置漁業権

ア 公示番号及び漁業権の内容となるべき事項等

公示番号	免許の内容となるべき事項					関係地区			個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の位置	漁場の区域 注1：方位は真方位、緯度経度の座標は世界測地系を示す。 注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。	条件	市郡	区町			字
定第601号	定置漁業	ぶり定置網漁業	1月1日から12月31日まで	豊岡市竹野町田久日地先	次の点のうちア、ウ、エ、イ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町田久日字才の神294番地の水準点 ア Aから61度7分662メートルの点 (北緯35度40.12分、東経134度48.23分) イ Aから29度50分1,447メートルの点 (北緯35度40.62分、東経134度48.32分) ウ Aから49度1分1,616メートルの点 (北緯35度40.52分、東経134度48.65分) エ Aから71度8分835メートルの点 (北緯35度40.08分、東経134度48.37分)	—	豊岡市	竹野町	田久日 宇日 竹野 切浜 浜須井	個別漁業権	類似漁業権
定第602号	同上	同上	同上	同上	次の点のうちア、ウ、エ、イ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町田久日イソジ地先冠島先端 ア Aから90度100メートルの点 (北緯35度40.06分、東経134度47.10分) イ Aから270度100メートルの点 (北緯35度40.06分、東経134度46.96分) ウ Aから0度1,300メートルの点 (北緯35度40.77分、東経134度47.10分) エ Uから270度600メートルの点 (北緯35度40.77分、東経134度46.70分)	—	同市	同上	同上	同上	同上
定第603号	同上	同上	同上	美方郡香美町香住区鑑地先	次の点A、ア、イ、B及びウを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界(松ヶ崎北端) B 美方郡香美町香住区鑑地先マドカケ島頂上 ア Aから353度40分1,000メートルの点 (北緯35度40.18分、東経134度34.62分)	—	美方郡	香美町香住区	鑑 余部	同上	同上

					イ Bから326度40分1,200メートルの点 (北緯35度40.15分、東経134度34.13分) ウ イからBを見通す線と対岸との交点						
定 第 6 0 4 号	同 上	同上	同上	美方郡香美町香住区余部地先	次の点A、ア、イ、B及びウを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区余部大崎鼻北端 B 美方郡香美町香住区余部字御崎地先黒島頂上 ア Aから35度40分900メートルの点 (北緯35度39.92分、東経134度33.46分) イ Bから35度900メートルの点 (北緯35度40.30分、東経134度33.13分) ウ イからBを見通す線と対岸との交点	—	同郡	同上	同上	同上	同上

イ 免許予定日 令和5年9月1日
ウ 漁業権の存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

2 保全沿岸漁場に関する事項
該当なし